政　令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十二号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（公共施設等の管理者等による利用料金の収受等）

第四条　公共施設等の管理者等（法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）をいう。次項において同じ。）は、同条第六項に規定する公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者（以下この条において「公共施設等運営権者」という。）が法第二十三条第一項の規定により自らの収入として収受する利用料金（以下この条において「利用料金」という。）を、当該地方公共団体が徴収する料金（これを対価とするサービスの提供が当該利用料金を対価とするサービスの提供と密接な関連を有するものに限る。）と併せて収受する必要があると認めるときは、当該公共施設等運営権者の委託を受けて、当該利用料金を収受することができる。

2　公共施設等の管理者等は、前項の規定により、公共施設等運営権者の委託を受けて利用料金を収受しようとするときは、あらかじめ、その旨を通知その他適切な方法により、当該利用料金を支払うべき者に周知しなければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年四月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十四号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに同法第十一条第一項、第十五条第三項、第十七条第一項、第十八条各号、第十九条第一項各号、第二十一条第一項、第二十八条第一項、第三項及び第四項、第四十三条第一項（同法第五十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項及び第九項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正）

第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改める。

第二条第二項第一号中「次条」を「第十三条」に改める。

第四条を第十四条とし、第三条を第十三条とし、第二条の次に次の十条を加える。

（住宅部分）

第三条　法第十一条第一項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一　居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室（当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。次条第一項において同じ。）がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。）

二　台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の専用に供するもの（前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。）

三　集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

（特定建築物の非住宅部分の規模等）

第四条　法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。第十三条を除き、以下同じ。）の合計が二千平方メートルであることとする。

2　法第十一条第一項の政令で定める特定建築物の非住宅部分の増築又は改築の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

3　法第十一条第一項の政令で定める特定建築物以外の建築物の非住宅部分の増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

（所管行政庁への建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付の対象となる建築物の住宅部分の規模等）

第五条　法第十五条第三項の政令で定める建築物の住宅部分の規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2　法第十五条第三項の政令で定める増築又は改築に係る住宅部分の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

（特定建築物に係る報告及び立入検査）

第六条　所管行政庁は、法第十七条第一項の規定により、特定建築物の建築主等に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2　所管行政庁は、法第十七条第一項の規定により、その職員に、特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（適用除外）

第七条　法第十八条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

一　自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途

二　観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）